

県南広域振興局長告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年2月12日

県南広域振興局長 小 島 純

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350900049	i i 療育センター コッコハンズ	一関市青葉二丁目6番16号	令和7年3月31日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350900049	i i 療育センター コッコハンズ	一関市青葉二丁目6番16号	令和7年3月31日